

海老名市危機管理計画

市長室危機管理課

目次

1	趣旨	1
2	定義	1
3	危機対処体制	1
4	対策本部及び警戒本部の組織等	1
5	対策本部会議及び警戒本部会議	3
6	事前対策	3
7	応急対策	4
8	事後対策	6
9	想定する主なその他危機事象及び主管部等	7

別表

1 趣旨

この計画は、市民等の生命、身体及び財産に及ぼす重大な被害、損害、影響等（以下「被害等」という。）に対し法令等により計画等の作成が義務付けられていないその他危機事象（以下「その他危機事象」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市におけるその他危機事象の対処方法等について必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この計画において、「その他危機事象」とは、法令により計画の作成が義務付けられている自然災害等、武力攻撃事態等、緊急対処事態及び新型インフルエンザ等以外の危機事象をいう。

3 危機対処体制

(1) 海老名市危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）の設置

市長又は市長室長は、その他危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全庁的な対応が必要と認めたときは対策本部を設置し、その他危機事象に対処する。

(2) 海老名市危機管理警戒本部（以下「警戒本部」という。）の設置

市長又は市長室長は、その他危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その主管部等が明確なとき、複数部等にまたがるとき又は不明確なときは警戒本部を設置し、その他危機事象に対処する。

4 対策本部及び警戒本部の組織等

前記3(1)の対策本部は、次に掲げる者で組織する。なお、前記3(2)の警戒本部は、次の(1)から(4)まで中「対策」とあるのは、「警戒」と読み替えて組織する。

(1) 海老名市危機管理対策本部長（以下「対策本部長」という。）

ア 対策本部長は、市長をもって充てる。

イ 対策本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(2) 海老名市危機管理対策副本部長（以下「対策副本部長」という。）

ア 対策副本部長は、副市長及び教育長の職にある者をもって充てる。

イ 対策副本部長は、対策本部長を助け、対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

ウ 前イに定める対策本部長の職務を代理することができる対策副本部長は、副市長の職にある者とし、その順序は、海老名市長の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成19年規則第10号）第6条の規定を準用する。この場合において、同条中「市長」とあるのは「対策本部長」と、「副市長」とあるのは「対策副本部長」と読み替える。

エ 前ウの対策副本部長にも事故があるときは、海老名市長の職務代理者を定める規則（昭和47年規則第11号）第2条の規定を準用する。この場合において、同条中「市長」とあるのは「対策本部長」と、「市長室長」とあるのは「危機管理課を所管する対策本部員」と読み替える。

オ 前エの危機管理課を所管する対策本部員にも事故があるときは、その他の本部員等が対策本部長の職務を代理するものとし、その順序は別に定める。

(3) 海老名市危機管理対策副本部長補佐（以下「対策副本部長補佐」という。）

ア 対策副本部長補佐は、次記(4)ア(ア)の職にある者をもって充てる。

イ 対策副本部長補佐は、対策副本部長を補佐する。

(4) 海老名市危機管理対策本部員（以下「対策本部員」という。）

ア 対策本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(ア) 理事（部等の長の職を兼務する理事を除く。）

(イ) 市長室長

(ウ) 財務部長

(エ) 市民協働部長

(オ) 保健福祉部長

- (カ) 経済環境部長
- (キ) まちづくり部長
- (ク) 消防長
- (ケ) 議会事務局長
- (コ) 教育部長
- (サ) 会計管理者

イ 対策本部員は、対策本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

ウ 対策本部員は、その主管する事務にその他危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合は、主管する部等の事務を掌理し、部等に属する職員を指揮監督し、危機管理課と連携してその他危機事象に対処する。

5 対策本部会議及び警戒本部会議

対策本部会議は、次のとおり招集する。なお、警戒本部会議については、次の

(1)から(3)まで中「対策」とあるのは、「警戒」と読み替えて招集する。

(1) 対策本部長又は危機管理課を所管する対策本部員は、その他危機事象についての重要な指示又は総合調整を行う必要があると認めるときは、対策本部会議を招集し、会議の議長となる。

(2) 対策本部会議は、対策本部長、対策副本部長、対策副本部長補佐及び対策本部員をもって構成する。

(3) 議長は、必要があると認めるときは、対策本部会議に関係機関等の職員等の出席を求めることができる。

6 事前対策

(1) マニュアル等の作成

各部等の長は、その主管する事務のあらかじめ想定できるその他危機事象別のマニュアル等を作成し、危機管理体制の充実・強化を図り、当該所属職員に周知徹底する。

(2) 教育・訓練等

海老名市危機管理基本方針に定める「教育・訓練等」に基づき、その他危機事象を想定して実施する。

(3) 市民等への情報提供

その他危機事象の被害等を最小限にとどめるためには、行政による「公助」のみならず、「自助」・「共助」の精神に基づき、市民自らが軽減・防止対策を講じ、地域住民、企業等が一体となって取り組むことが必要であるため、市は平常時から想定される危機に関する情報を市民等に提供し、及びその他危機事象が発生し、又は発生するおそれがあるときは、関係機関等と連携し、市民等が必要とする情報を正確かつ迅速に提供し、被害等の未然防止及び拡大抑止を図る。

(4) 情報の共有

その他危機事象が発生し、又は発生のおそれがある場合は、全庁で情報の共有化を図る。

7 応急対策

(1) 情報の収集・伝達

その他危機事象発生時は、迅速に初動体制を整え、的確な応急対策を実施することが重要であるため、正確な情報の収集・伝達に努める。

ア 完全な報告にこだわることなく、確定した情報であれば断片的な情報であっても即報し、詳細は追加事項として続報する。

イ 収集すべき情報は、その他危機事象の態様により異なるが、その他危機事象発生時の状況等を整理した上で情報伝達するものとする。

ウ 初動期には情報が錯そうし、混乱するおそれがあるため、危機管理課において情報の一元化を図るものとする。

(2) 対処方針、応急対策等の決定及び応急対策の実施

対処方針、応急対策等は次のとおり決定し、当該決定事項に基づき、市民等

の生命、身体及び財産の安全確保を最優先に関係機関等と連携し、応急対策を実施する。

ア 全庁的な対応が必要と認めるその他危機事象

全庁的な対応が必要と認めるその他危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合は、対策本部長又は危機管理課を所管する対策本部員は速やかに対策本部会議を招集し、対処方針、応急対策等について決定し、危機管理課及び関係機関等と連携し、応急対策を実施する。

イ 主管部等が明確なその他危機事象

(ア) 主管部等が明確なその他危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合で既に危機事象対処マニュアル等が整備されている場合は、当該マニュアル等に基づき、当該主管部等は危機管理課及び関係機関等と連携し、応急対策を実施する。なお、当該主管部等の長は、対処経過等を警戒本部会議に報告する。

(イ) 主管部等が明確なその他危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合で危機事象対処マニュアル等が未整備の場合は、当該主管部等は関係機関等から情報収集を行うとともに、危機管理課と情報共有を図り、対処方針、応急対策等を検討して決定し、当該主管部等は危機管理課及び関係機関等と連携して応急対策を実施する。なお、当該主管部等の長は、決定事項、対処経過等を警戒本部会議に報告する。

ウ 主管部等が複数部等にまたがるその他危機事象

(ア) 主管部等が複数部等にまたがるその他危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合は、危機管理課が複数部等及び関係機関等と連携し、初動対応に当たるものとし、警戒本部会議において主となる主管部等が決定されたときは、その事務を主となる主管部等に引き継ぎ、複数部等は危機管理課及び関係機関等と連携し、応急対策を実施する。

(イ) 警戒本部長又は危機管理課を所管する警戒本部員は速やかに警戒本部会議を招集し、危機管理課における初動対応状況の報告を受け、対処方針、

応急対策等を決定し、複数部等は危機管理課及び関係機関等と連携し、応急対策を実施する。

エ 主管部等が不明確なその他危機事象

(ア) 主管部等が不明確なその他危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合は、危機管理課が関係機関等と連携し、初動対応に当たるものとし、警戒本部会議において主管部等が決定されたときは、その事務を当該主管部等に引き継ぎ、当該主管部等は危機管理課及び関係機関等と連携し、応急対策を実施する。

(イ) 警戒本部長又は危機管理課を所管する警戒本部員は速やかに警戒本部会議を招集し、危機管理課における初動対応状況の報告を受け、主管部等、対処方針、応急対策等を決定する。

(3) 情報の共有

その他危機事象の発生後は、全庁で情報の共有化を図る。

(4) 広報の実施

ア 主管部等は、市民等の心理的動揺及び不安感により生じる混乱を防ぐため、速やかにシティプロモーション課及び関係機関等と連携して適切かつ迅速な広報活動を行うものとする。

イ 平常時から高齢者等の要配慮者及び一時滞在者に配慮した広報体制の整備に努めるものとする。

ウ 広報すべき内容は、市民等のニーズに応じた内容を提供するものとする。

(5) 市民等への対応

主管部等は、その他危機事象の内容、対処内容等に関する市民等からの問合せ、報道機関等からの問合せに対応する場合は、シティプロモーション課と連携し、統一した情報を発信する。

8 事後対策

(1) 復旧対策

ア その他危機事象の発生による市民生活及び社会経済活動への影響を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

イ 応急対策がおおむね完了したと認められるときは、関係機関等と協力して早急にその他危機事象発生場所周辺の地域の安全確認を行うものとし、市のホームページ等利用可能な広報手段を活用して市民等に周知するものとする。

(2) 再発防止策の検討・実施

対策本部又は警戒本部は、その他危機事象発生の原因を究明するとともに、再発防止策を検討し、主管部等は再発防止策を実施するものとする。

(3) 対処の評価と計画等の見直し

各主管部等は、その他危機事象に対処した場合は、対処記録を作成するとともに、緊急連絡、応急対策等について評価し、改善策の検討を行い、必要に応じて計画、マニュアル等に前(2)の再発防止策を含めて反映し、より実効性の高いものに修正を行う。

9 想定する主なその他危機事象及び主管部等

あらかじめ想定するその他危機事象及び主管部等は、別表のとおりとする。

《平成20年4月1日・作成》

《平成22年4月1日・一部修正》

《平成24年4月1日・一部修正》

《平成24年7月1日・一部修正》

《平成25年4月1日・一部修正》

《平成25年6月25日・全部修正》

《平成26年4月22日・一部修正》

《平成27年4月1日・一部修正》

《平成28年4月1日・一部修正》

《平成28年10月1日・一部修正》

《平成28年11月1日・一部修正》

《平成29年4月1日・一部修正》

《平成30年4月1日・一部修正》

別表

その他危機事象	主管部等
不発弾処理等 大規模停電 大規模ガス事故	市長室
事件（立てこもり事案等）	市民協働部
食中毒（ノロウイルス等を含む。） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第6項まで及び第8項に規定する感染症	保健福祉部
家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に規定する家畜伝染病 農作物に重大な影響を与える事故等（油流出事故等） 危険動物・有害昆虫の出現 水道水等の汚染	経済環境部
大規模断水	まちづくり部
集団救急	消防本部
学校施設への不審者侵入等 児童・生徒に対する危害	教育部
公共施設への不審者侵入等 公共施設来館者に対する危害	各主管部等
個人情報情報の漏えい	各主管部等